

## 循環器病人材育成事業費補助金交付要綱

令和6年9月30日

福祉保健部健康増進課

### (趣旨)

第1条 県は、宮崎県地域医療介護総合確保基金条例（平成26年宮崎県条例第65号）第1条に定める基金を活用し、宮崎県内の心血管疾患に関する医療提供体制の充実を目的に、予算で定めるところにより、心不全療養指導士又は心臓リハビリテーション指導士の養成のための経費を負担する医療機関等に対し、補助金を交付するものとし、この交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日付医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「心不全療養指導士」とは、一般社団法人日本循環器学会が認定する同名の資格をいう。

2 この要綱において「心臓リハビリテーション指導士」とは、特定非営利活動法人日本心臓リハビリテーション学会が認定する同名の資格をいう。

### (補助事業者)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 心不全療養指導士又は心臓リハビリテーション指導士の認定試験を受験して合格し、資格取得した被雇用者に対して必要経費の助成を行う県内の医療機関等であること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 第1条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(5) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条の規定にかかわらず、同条第1号の事業計画書及び同条第2号の収支予算書の提出は、省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者が対象経費を負担したこと及びその額が分かる書類
- (2) 資格取得者の雇用契約書（雇入通知書）等
- (3) 資格を取得したことを証する認定証の写し等
- (4) 第3条第2号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- (5) 第3条第3号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第1号）
- (6) 第3条第4号に係る誓約書（別記様式第2号）
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業が完了した日（以下、「事業完了日」という。）の属する年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 第5条第2項の規定に掲げる書類の提出があった場合には、規則第14条第1項の規定による報告があったものとみなす。

2 前項の報告は、事業完了日（申請すべき書類が揃った日）から起算して30日を経過した日又は、当該年度3月31日のいずれかの早い期日までにしなければならない。

(書類の提出部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第11条 本要綱の規定は、県立の医療機関について準用する。この場合において、「補助金」とあるのは、「負担金」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年度の予算に係る循環器病人材育成事業費補助金から適用する。

別表（第4条関係）

	補助対象経費	補助率
心不全療養指導士	<p>(1) 資格の取得に際し助成した受講料、審査料及び資料代</p>	<p>2分の1以内</p> <p>算出された額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、一人当たりの上限額は以下のとおりとする。</p>
心臓リハビリテーション指導士	<p>(2) 資格の取得に際し助成した受講料、審査料及び資料代</p> <p>(3) 資格の取得に際し助成した旅費</p>	<p>(1) 12,500円</p> <p>(2) 12,500円</p> <p>(3) 37,500円</p>